

7. 地球環境等の保全への対応

施策の目的

地球環境の保全に対応するため、環境負荷削減を目的とした都市交通施策等に基づく都市の交通システムの整備や、都市開発と一体的となった環境負荷を削減する施設の整備を推進します。また、都市の生活環境を保全するため、沿道環境対策を推進します。

7.(1) 環境負荷削減対策への支援

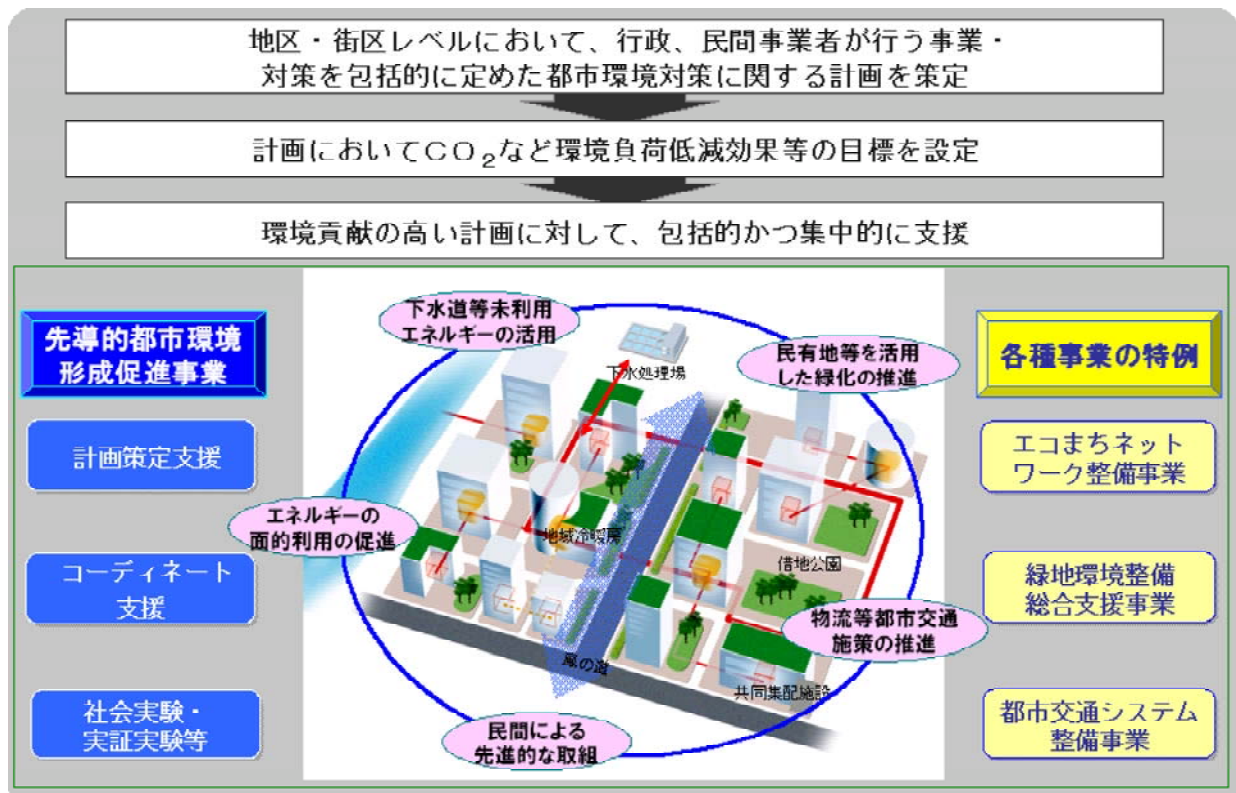
施策の概要

- 1) 先導的都市環境形成促進事業を創設し、行政、民間事業者の行う地区・街区レベルの先導的な都市環境対策を総合的に支援 **新規**
- 2) 都市交通システム整備事業を拡充し、自動車から公共交通への利用の転換を図るなどの環境負荷が軽減された交通体系を構築する都市の交通システムの整備に対して支援 **新規**
- 3) エコまちネットワーク整備事業を拡充し、地域冷暖房施設への支援を追加するなど、都市環境負荷削減プログラムの策定とプログラムに位置付けられた施設の整備に対して支援 **新規**

○先導的都市環境形成促進事業の創設

公民が一体となった先導的な都市環境対策を強力に支援するため、計画策定、コーディネート、社会実験・実証実験等に対する新たな支援措置を創設 **新規**

【拠点的市街地等における地区・街区レベルの先導的な都市環境対策】



○都市交通システム整備事業の拡充（再掲）

都市交通システム整備事業を実施する整備地区に、「先導的都市環境形成計画」に位置付けられた区域（区域内で整備される施設等と密接に関連して区域外で整備される施設も含む）を追加 **新規**

○エコまちネットワーク整備事業

i) 事業概要

都市再生緊急整備地域内において、都市環境負荷削減プログラムを策定・公表する場合に、都市環境の改善を図るための施設整備等に要する費用を補助

ii) 補助対象

- ① 都市環境負荷削減プログラムの策定に要する費用
- ② 都市環境負荷削減プログラムに位置づけられた施設の整備費用
 - ・ 複数の熱供給プラントを連携するための熱導管、熱交換器及び付帯施設
 - ・ 都市排熱を処理するための熱導管、熱交換器及び付帯施設

iii) 補助対象事業者：地方公共団体、都市再生機構、民間事業者（間接補助）

iv) 補助率：1/3

v) 新規事項

先導的都市環境形成計画に位置づけられた場合は、次の特例を設ける。

① 地区要件の緩和

現 行：都市再生緊急整備地域内

特 例：先導的都市環境形成計画に位置づけられた地区を追加 **新規**

② 補助対象施設の拡充

現 行：プラントの連携又は都市排熱の処理に資する熱導管の整備

特 例：都市計画に位置づけられた地域冷暖房施設の追加 **新規**

（補助率は、長期借入金の利子相当額の1/3とする）

7.(2) 良好な沿道環境の実現

施策の概要

幹線道路の沿道において、自動車交通に起因する騒音や大気汚染を防止し都市の生活環境を保全するため、道路区域外空間も含めた緑化等の沿道環境対策を推進

- ・ 環境施設帯、植樹帯、騒音壁等の設置、低騒音舗装の実施
- ・ 「幹線道路の沿道の整備に関する法律」に基づく緩衝建築物等の助成 等

○植樹帯の設置（道路緑化）

<実施予定箇所> ^{ちょうふほうやせん}調布保谷線（東京都調布市）等